

意見書及び公聴会における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解

- 意見書の提出総数・・・1通（反対意見）
- 公聴会における公述人の公述・・・公述人3組（起業者含む。）

【一般国道468号新設工事〔有料道路名「首都圏中央連絡自動車道（圏央道）」〕等】

		意見書及び公述の要旨	認定庁の見解
事業計画 (施工方法等)	①	小倉地区内の高盛土区間の雨水排水を山沢川へ放流することについて、現状の河川及び護岸等が安全である旨を文書で示してほしい。	起業者は、工事施工後における左記の高盛土区間等から山沢川への雨水流出量等を計算し、現在の河川構造で十分安全が確保されるとしており、山沢川への道路排水等の放流につき、河川管理者である相模原市と協議済みである。また、起業者は、前記内容について、地域住民に対し、文書等による周知を図っている。
	②	高盛土区間の補強土壁（13.5m）については、景観、緑化、生活環境等を十分配慮し、威圧感のない形状で施工を行ってほしい。	起業者は、左記の高盛土区間の工事施工に当たり、補強土壁に圧迫感が少ないデザインを施した壁面材を使用するとともに、のり面を緑化するなど、景観等に配慮した措置を講じることとしている。
	③	当初、県道に右折レーンを造り、車両等が工事用道路へ進入するとの説明であったと記憶しているが、未だ造られていない。	起業者は、右折レーン等の設置につき、関係機関等と調整を行っており、引き続き、工事用車両出入時の安全等にも配慮しながら工事を進めるとしている。
	④	地域住民への説明会を増やし、地域住民からの要望、意見を聞いてほしい。	起業者において、地域住民の理解を得ながら工事の施工を進めることは重要であると思料されるが、本件事業認定において考慮すべき事項でないと考えられる。
その他	①	トンネル通過部分の上層部土被りが20m以上ある場合は、土地使用承諾書のみとのことですが、納得のいく法的根拠を示してもらいたい。	補償に関することであり、本件事業認定において考慮すべき事項でないと考えられる。
	②	将来トンネル際まで、採石可能である旨を文面等で示してもらいたい。	将来における採石の可否、範囲等については、採石法等に基づき、認可等を行う行政庁により別途判断されるものと考えられる。
	③	十分な話し合い、説明、回答がないまま、短時間に収用手続が進んでしまっている。	本件事業認定申請に当たり、起業者は事前説明会（平成21年12月）を開催するなどしており、また、事業認定庁が開催した公聴会（平成22年11月）においては、起業者及び利害関係人による本件事業に関する公述とともに、両者間で質疑応答も行われている。